

募金のお願い

公益法人への募金は
税制優遇処置が得られます

ご挨拶

公益社団法人大阪労働基準連合会

平素は公益社団法人大阪労働基準連合会（以下「連合会」）の業務について、ご支援・ご協力頂き御礼申し上げます。

さて、近年、終身雇用制が崩れ、コンプライアンスの実現等企業を取り巻く経営環境は複雑困難化し、労働契約法に定められている事業主の安全配慮義務が裁判上拡大化する傾向もあり、労働災害防止や労働条件の履行確保と向上等のために企業の積極的な社会貢献が求められています。

当連合会は、昭和28年6月に設立され、平成24年度に大阪府認定の公益社団法人となって以来、大阪労働局の指導の下、厚生労働省大阪労働局長登録教習機関〈登録第1号〉として、公益法人の設立目的の労働者の福祉向上と健全な産業の発展のため、大阪府下において労働基準法等関係法令の周知や労働災害の防止活動等（※連合会の主な活動は、下記のとおり）を行っています。

当連合会が、大阪府下で働く労働者の福祉の向上の一翼を担うことで、多くの働く皆様や企業の皆様のお役にたつことを確信しております。本事業の推進に当たりましては、誠に恐縮ではありますが、是非とも本事業へのご理解とご賛同、そしてご援助を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※連合会の主な活動

- 労働安全衛生法等による技能講習、特別教育等の良質で安価での実施
 - 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者、有機溶剤作業主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者等技能講習、フルハーネス型安全帯特別教育等
 - 安全管理者選任時研修、衛生推進者養成講習、職長等安全衛生教育、職長能力向上教育等の能力向上教育、未熟練労働者の安全衛生教育
 - 臨検監督対応セミナー、パワーハラスメント講習等の労務管理関係講習
- 広報誌「基準月刊※」（毎月8,231部発行）による労働基準行政の周知啓発
※大阪労働局から記事の提供を受け、送検事例等最新の行政情報や重点を簡潔にまとめ、企業が対応、承知すべき事項を簡便に理解しうる機関誌となっています
- 大阪労働局、中央労働災害防止協会、(公社)全国労働基準関係団体連合会等との連携による労働災害防止活動等 【例】安全大会（全国安全週間）、衛生大会（全国労働衛生週間）の開催
- 労働保険事務組合事業による労災保険未手続き事業場の解消の取り組み

趣意書

当連合会は、昭和28年6月に設立されて以来、労働者の福祉向上と健全な産業の発展に寄与するという公益法人の設立目的達成のため、大阪府下において労働基準法等関係法令の周知や労働災害の防止活動等様々な取り組みを行っています。

労働災害は長期的には減少していますが、健康寿命とともに職業生活が延伸し、高年齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになる中、新たな労働災害防止の課題として、休業4日以上死傷災害で60歳以上の労働者が占める割合の増加があげられています。当連合会は、高年齢労働者を含め、すべての労働者が安心して安全に働くことができる職場環境改善等、労働災害の減少を図るための活動に積極的に取り組んで参ります。

さらに、パワハラやセクハラ、長時間労働による過労死、過労自殺、男女間の均等待遇の問題、十分な休暇や所得を得られないなど数多くの労働問題もあることから労働基準法等の周知徹底についても積極的に取り組んで参ります。

さて、当連合会運営に必要な財源は、公的支援に依らず、会員からの会費収入および登録講習等の事業収入等で成り立っています。しかし、企業の海外移転等によって、会員や講習会の受講者数の減少に伴い、財政基盤の強化が喫緊の課題となっています。また、当連合会支部や関係団体である各地区の労働基準協会の状況はさらに厳しくなっていることから、各労働基準協会を統合して連合会の支部とする経営の効率化・合理化等の様々な取り組みを行っています。

このような状況の下、労働者の福祉向上のための公益に資するべく安定して運営が行えますよう、この度、多くの方々から寄附金を募集することとさせていただきます。

是非とも趣旨にご賛同いただき、ご寄附いただけますようお願い申し上げます。

寄附金のご案内

1 寄附金の使途

公益社団法人大阪労働基準連合会が目指しております労働者の福祉向上と健全な産業の発展に寄与するという公益法人の設立目的達成のため、大阪府下において労働基準法等関係法令の周知や労働災害の防止活動等の公益に資すべく安定して運営してゆくための資金に充当させていただきます。

2 寄附金の対象者

大阪府内外の個人・法人・団体など、寄附の趣旨にご賛同いただける方でありましたら、どなたでもご寄附いただけます。

3 寄附の単位

- (1) 個人の場合 1口1万円以上
- (2) 法人の場合 1口10万円以上

多数口のご協力をお願いいたします。尚、1口未満のご寄附もありがたく頂戴いたします。

4 寄附の方法

- (1) 次ページ「お問い合わせ先」にご一報いただければ「寄附申込書」をお送りいたします。
- (2) 「寄附申込書」は、必要事項をご記入のうえ、郵送・FAX・メール等で当連合会事務局宛までご返送ください。

振込先

金融機関／三菱UFJ銀行谷町支店（店番号：019）

口座種別／普通

口座番号／0110391

口座名義／公益社団法人 大阪労働基準連合会

5 税法上の取扱い

公益法人であることから以下の税制優遇処置が得られます。

(1) 個人の場合

個人が、寄附金を支出したときは、寄附金の額の合計額（所得金額の40%が上限）から2,000円を控除した金額が寄附金控除として所得控除されます。

（所法78Ⅱ）※次ページの資料をご覧ください。

(2) 法人の場合

一般の寄附金とは別枠で、対象寄附金の合計額のうち損金算入限度額に相当する金額まで損金に算入することができます。限度額は、その法人の資本金等や所得金額によって異なります。※次ページの資料をご覧ください。

6 その他

寄附をいただいた皆様の内、ご了承をいただける方のお名前、法人名等を、当ホームページに掲載させていただきます。

また、30万円以上は感謝状を謹呈させていただきます。

参考資料

■個人によるご寄附に対する税の控除について

公益社団法人大阪労働基準連合会は、平成24年4月1日より公益社団法人に移行しました。これにより、皆様からのご寄附は税法上の特例処置の対象となります。

特例処置を受けるための手続きにつきましては、下記をご覧ください。

個人の皆様からのご寄附は、特定寄附金とみなされ寄附金控除の対象となります。

●所得控除

「その年に支出した特定寄附金の合計額-2千円」が寄附者の年間所得から控除されます。

控除できる特定寄附金は、その年の総所得金額等の40%相当額が限度です。

意義	所得控除方式 所得金額から差し引くことができるもので、所得控除額が大きいほど課税対象が少なくなり、その結果、額も少なくなります。一般的に所得が大きいほど有利です。
計算例 (5万円寄附)	$(50,000円 - 2,000円) \times 10\% = 4,800円$ ※年収500万円(所得税率10%)の場合

●年収500万円の世帯における、実際の所得減税額モデル計算

所得控除額	所得税率	1万円の寄附	5万円の寄附	10万円の寄附
寄附金額-2,000円	10%	800円	4,800円	9,800円

●特例措置を受けるための手続き

- ・所轄税務署へ確定申告を行ってください(年末調整等では控除できません)。
※確定申告の時期：毎年2月16日～3月15日
- ・確定申告書提出の際に、弊社団の発行した領収書を添付してください。

■法人によるご寄附に対する税の控除について

公益社団法人大阪労働基準連合会は、平成24年4月1日より、大阪府から公益社団法人として認定されました。これにより、「特定公益増進法人」への寄附として一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。

確定申告書に、所用事項を記載の上、1事業年度に支出した寄附金リスト(寄附金の損金算入に関する明細書)を添付して税務署に提出する必要があります。

ご参考

寄附金控除等の制度に関するお問い合わせは、お近くの税務署にお尋ねください。

公益社団法人制度および公益社団法人へのご寄附に関する詳細は、国税庁のホームページでもご覧いただけます。

国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp/index.htm>の検索機能で「寄附金」をサーチしてください。

結果として「寄附金を支出した時 税について調べる」がヒットします。

寄附申込書

令和 年 月 日

公益社団法人 大阪労働基準連合会
会長 黒田 良司 殿

金額: 金 _____ 円

振込予定: 令和 年 月 日

1 公益社団法人大阪労働基準連合会、募金趣意書等を了承のうえ、上記の金額の寄附を申し込みます。

(ふりがな)

●御芳名 (法人・団体様の場合は、代表者の役職・御芳名をご記入下さい。)

㊞

●法人名・団体名 (個人様の場合は、ご記入は不要です。)

●御住所 〒

●連絡先

(氏名)

(電話) — —

(E-mail)

2 公益社団法人大阪労働基準連合会のホームページ上での掲載 (可/不可)

◆寄附申込書ご提出先 (郵送/FAX)

〒 540-0033 大阪府中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4階

公益社団法人 大阪労働基準連合会

TEL:06-6942-7401 FAX:06-6942-7402